

# 仕様書

## 1 件名

大田区高齢者福祉計画・第10期大田区介護保険事業計画・(仮称)大田区認知症施策推進計画策定支援業務委託

## 2 目的

令和8年度に、おおた高齢者施策推進プラン「大田区高齢者福祉計画・第10期大田区介護保険事業計画・(仮称)大田区認知症施策推進計画」を策定するに当たり、国が示す基本指針や令和7年度大田区高齢者等実態調査の結果等に基づく高齢福祉・介護保険事業に係る助言のほか、計画期間の事業量推計に基づく介護保険第1号被保険者の保険料基準額の算定等に係る専門的・技術的な支援を受けることを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

なお、各業務内容別の履行期限については個別に指定した期限による。

## 4 委託内容

受託者は、以下の業務に係る助言・提案等の支援を行うこととする。

### (1) 大田区高齢者福祉計画・第10期大田区介護保険事業計画・(仮称)大田区認知症施策推進計画の策定支援等

ア 計画の基本的な考え方や、報告書の構成に関すること。

イ 区の人口、高齢者人口、第1号被保険者数、要介護・要支援認定者数、認知症高齢者等の推計に関すること。

ウ 介護保険サービス事業量及び介護人材の推計に関すること。

エ 計画期間及び令和22(2040)年度における第1号被保険者保険料の算定に関すること。

オ 次期介護保険制度改正に伴う内容と区の施策・事業等の整合性に関すること。

カ 令和7年度大田区高齢者等実態調査の結果に基づく18日常生活圏域ごとの課題・傾向に関すること。

キ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の電子化及び同調査結果に基づく他自治体(国・東京都平均を含む)との比較・分析等に関すること。

ク 関係法令、国・東京都・他自治体の高齢者施策に対する動向、社会経済状況等に関すること。

ケ 計画素案区民説明会の運営等に関すること。

コ 大田区区民意見公募手続(パブリックコメント)の運営等に関すること。

サ 大田区の他計画、施策・事業の状況および令和7年度大田区高齢者等実態調査

の結果等を踏まえた計画書の素案作成。

シ その他、計画策定に当たり、区が求める情報提供等に関する事。

(2) 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議運営に関する支援

大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議に関わる資料作成に関する事。

なお、推進会議の開催回数は4回とし、うち、3回程度の出席を求めるとする。

(3) 区民説明会に関する支援

区民説明会の円滑な運営に係る資料作成に関する事。なお、区民説明会は2回程度とする。

(4) コラム作成に関する支援

計画書内のコラムを作成するために、受託者はコラムに関連する事業の場に参加することとする。受託者は事業内容や事業参加者の意見等をコラムの作成に活かすこと。

(5) (仮称) 大田区認知症施策推進計画へ認知症の人本人、家族の声を反映させるための支援

認知症の人本人、家族が参加する事業の場に参加し、そこで得た本人や家族の意見等を計画書の作成や計画書内のコラム作成に活かすこと。

(6) パブリックコメント(1回実施)の結果に基づく集計・分析

(7) 大田区高齢者福祉計画・第10期大田区介護保険事業計画・(仮称) 大田区認知症施策推進計画書及び概要版の印刷製本納品

ア 計画書

(ア) 数量 450部

(イ) 紙質 本文(再生紙使用)、表紙(コート紙)

(ウ) 刷色 表紙(4色印刷)、本文(1色印刷)

(エ) サイズ A4版

(オ) ページ 200頁程度

(カ) 校正 3回程度

イ 概要版

(ア) 数量 2,000部

(イ) 紙質 本文(コート紙)、表紙(コート紙)

(ウ) 刷色 表紙(4色印刷)、本文(4色印刷、色は区担当者と協議のうえ決定)

(エ) サイズ A4版

(オ) ページ 16頁程度

(カ) 校正 3回程度

(キ) その他 白色ページを除く全てのページに音声コードを掲載すること

ウ 納期

令和9年3月24日(水)

エ 納入先

介護保険課

オ その他

計画書及び概要版を電子媒体データでそれぞれ1部提出する。

## 5 納入物品の帰属

受託者は、本業務に係る成果について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の権利（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作権の引渡し時に、区に無償で譲渡するものとする。

## 6 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

## 7 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、このことは本委託契約終了後も同様とし、従事要員についても遵守させること。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た情報の取扱いについて、区による監査、検査に応じ、協力しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務履行において発生した重大な情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産への侵害が発生した場合又はおそれがある場合において、区がその事実を公表する事を承諾しなければならない。

## 8 損害賠償責任

受託者は当業務の遂行に当たり、受託者の責めに帰する事由により区又は第三者に損害を与えた場合は、次のとおり区に報告するとともにその損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、善良なる管理者の注意をもってしても損害が生じたであろうと認められるときは、この限りではない。

- (1) 受託者は、委託業務の実施に際して生じた諸事故に対して責任を負い、区に発生原因、経過、被害の内容等を速やかに報告すること。
- (2) 受託者が契約内容に違反し、又は故意若しくは重大な過失により区に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として区に支払わなければならない。
- (3) 区は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、受託者に対して賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

## 9 その他

- (1) 受託者は、区の委託目的及び調査の意図を十分に理解したうえで作業に当たること。不明の点が生じたときは速やかに区に確認すること。
- (2) 本仕様のない委託内容であっても、本委託目的を達成するために必要なものであれば、区に対しこれを積極的に提言すること。

- (3) 計画の策定に伴い、受託者が区の有する資料・情報を必要とするときは、事前に区に申し出ること。区は、その必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。
- (4) 大田区高齢者福祉計画・第10期大田区介護保険事業計画・(仮称)大田区認知症施策推進計画に関連する、区の福祉・子ども・教育・地域等の各分野の諸計画との整合性を考慮した計画とするため、各計画に関する情報収集、連携に当たっての支援・助言を行う。
- (5) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (6) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。また、契約期間中に国等から示される指針があった場合及び国等から示されている指針等に変更があった場合は、当該指針等を遵守すること。これにより、必要な場合はスケジュールを見直すものとする。
- (7) 受託者は、業務に当たっては国及び関係機関の定めた法令、基準及び通達等を遵守すること。
- (8) 本業務に関わる契約の終了後、個人情報を含むデータ、資料に関しては、区に全て渡し、機器に残ったデータ等は全て削除すること。ただし、契約を引き続き継続する場合は、その限りではない。
- (9) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議し、決定するものとする。